

新生活に気を付けたい!!

「引っ越し」にまつわる消費者トラブルのお話

不用品回収トラブル — 違法に回収を行う事業者 to 注意! —

引っ越しや自宅整理などの機会に利用される「不用品回収サービス」。

一般家庭から出る「廃棄物」の収集・運搬には、その市町村の「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。無許可事業者においては処理が適正に行われているか、確認することができず、回収された不用品が不法投棄される恐れなどもあります。

消費者トラブルにおいては無許可業者とのトラブルが目立ちます。また、消費者が広告をみて認識していたサービスや料金と実際との違いがトラブルとなる場合が多くあります。

事例1／ネットで調べた事業者がトラック一台分として安価な設定になっていたのに依頼すると、積み終えた後に高額な請求をされた。話が違うのでキャンセルをしたら、高額なキャンセル料を請求された。

事例2／トラック詰め放題プランで契約したが、トラックの荷台の高さまでと言われ、全然載せられなかった。

【対処方法】 必ず許可業者を選びましょう(許可業者の確認については各市の環境課にご確認ください)。依頼前に作業内容の確認と、見積もりを取り、また、キャンセル料など料金を明確にしておきましょう。



引っ越し直後の訪問販売トラブル — 直ぐ契約せず、管理会社に確認を! —

管理会社と関連があるかのような説明で、引っ越し直後の消費者に対し契約を迫る手口が、引っ越しシーズンである3・4月に急増しています。

事例1／引っ越し当日、業者が浄水器の勧誘に訪れた。管理会社と関連があるような口ぶりだったので説明を聞いたところ「居住者はみんな契約している」というので、全室が購入しているなら仕方ないと思い、契約した。

事例2／電気の小売り事業者が来訪し「居住者には個別に契約をしてもらっている」と説明した。居住者は契約が義務であるかのように感じたので契約した。

【対処方法】 引っ越し直後は何かと慌ただしく、冷静な判断ができないこともあります。事業者の説明を鵜呑みにするのではなく、管理会社へ自分で確認するなど、その場で契約するのは避けましょう。また、訪問販売でした契約はクーリング・オフの対象となります。



各市の消費生活相談窓口

時間／10:00～16:00
相談／予約制

相談料／無料
予約／住民登録地の窓口

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください。

月～金曜日 多治見市役所／22-1134(直通)

金曜日 土岐市役所／54-1111(内線172)

火曜日 瑞浪市役所／68-9748(直通)

メールでの相談／kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしています。

消費者ホットライン。局番なしの188 土日も対応。お近くの相談窓口につながります。